

国土建労第293-1号
令和2年6月22日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

公共事業労務費調査（令和2年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、関係各位のご協力のもと、例年、10月に施工中の公共工事を対象として厳正に実施しているところですが、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置として、3密回避や「人と人との距離の確保」、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底した上で実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

例年、詳細については、改めて、各建設業者団体を対象とした説明会を実施させて頂いていたところですが、今年度におきましては、今般の情勢も踏まえて別添のとおり書面での周知とさせていただきます。

貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、別添の事項についてご理解とご協力を頂きますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

公共工事設計労務単価の概要

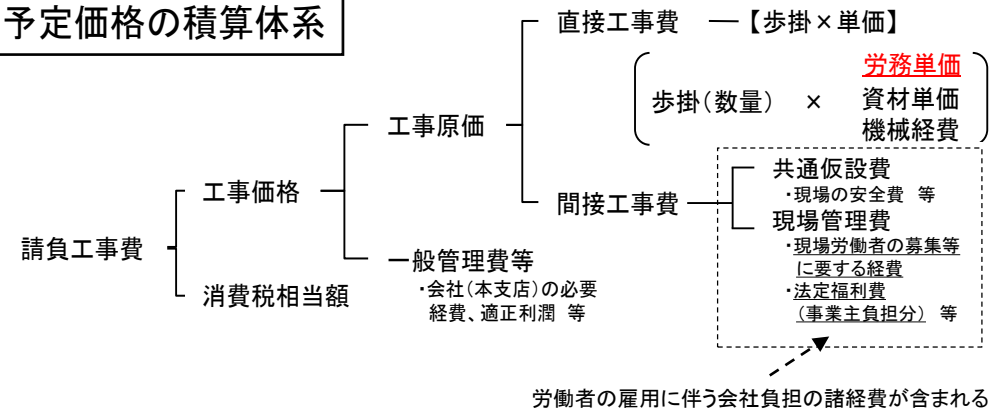
公共工事設計労務単価の概要

- 性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)
- 法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- 改訂**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約12万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。

○留意事項:

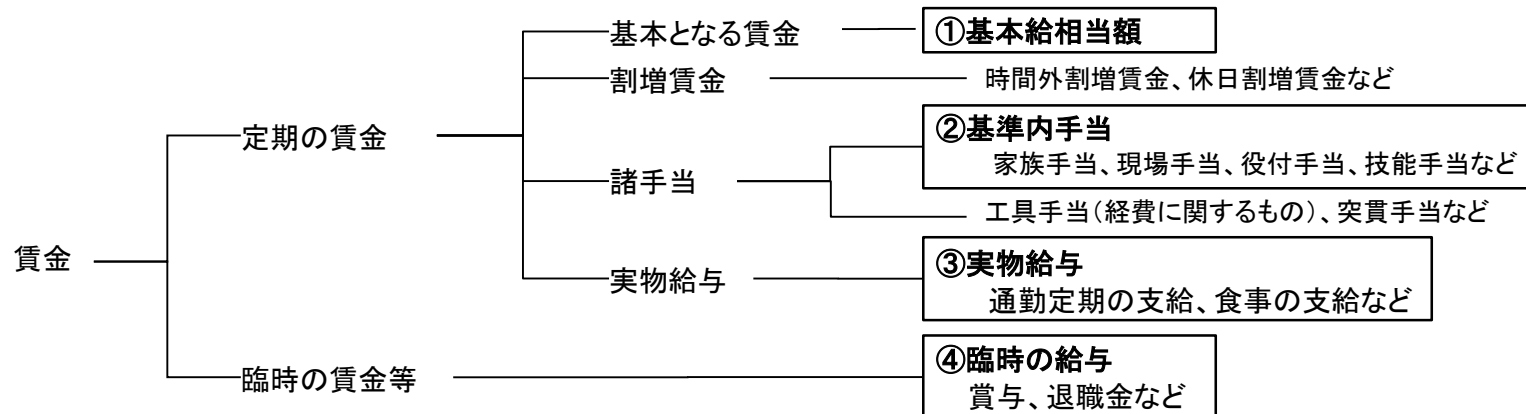
- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

予定価格の積算体系



公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①～④)



公共事業労務費調査の概要

公共事業労務費調査の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(約11,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:約12万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入(9月～10月)。
- 調査対象企業は、調査票と賃金台帳等の資料を、全国で開催される会場調査(11月)に持ち込み、調査員が面接形式にて、賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、厳密に賃金の実態を把握。

会場調査の状況

1次審査



全国の会場において、企業毎に調査員が面接形式にて賃金実態を厳密に調査。

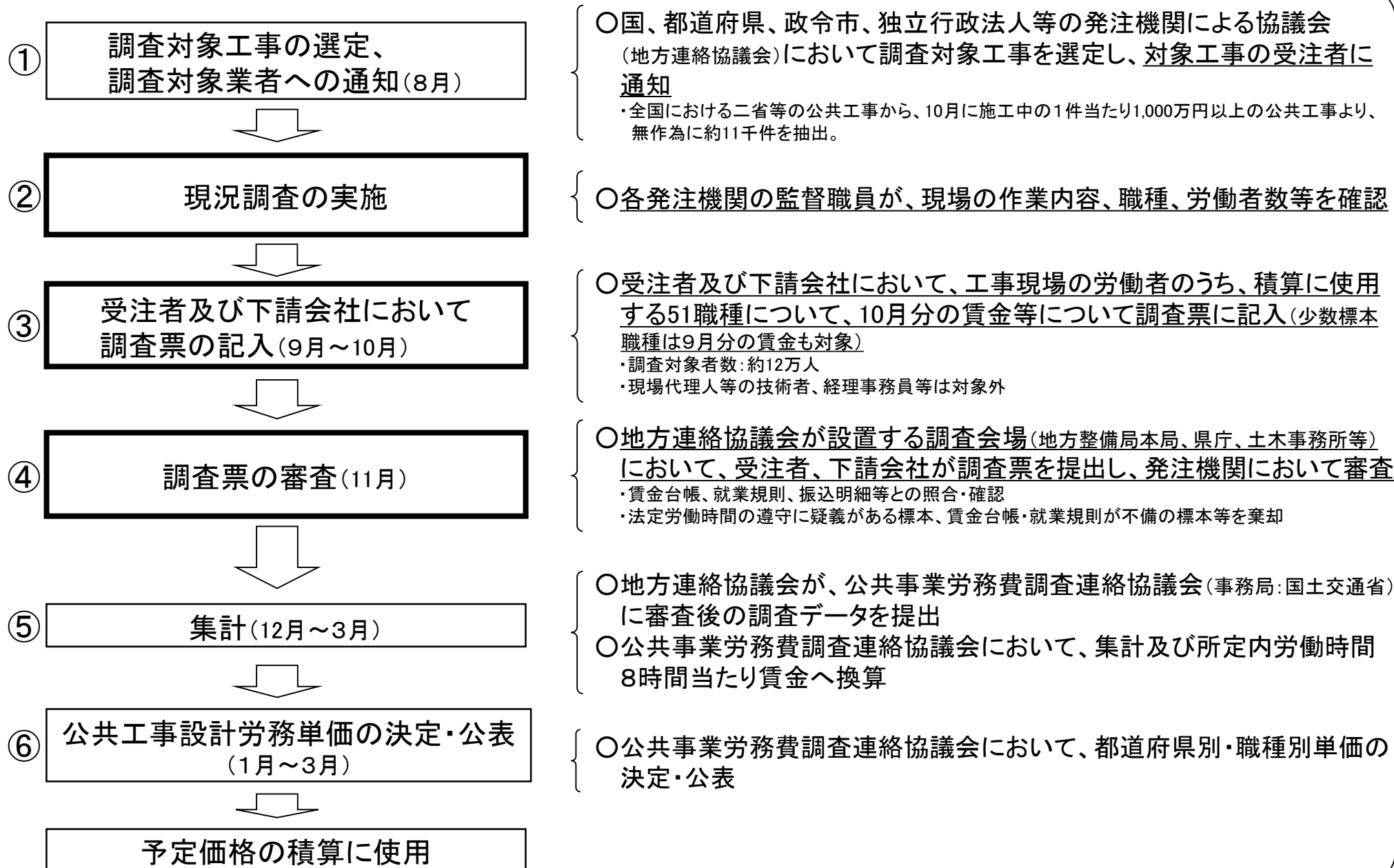
2次審査



1次審査を終えた調査票につき、再度精査を実施。

1次審査で取りまとめた工事毎・業者毎の調査票

公共事業労務費調査(10月調査)、公共工事設計労務単価の決定の流れ(例年)



令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (H25より継続)
- (3) 労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化をふまえて、**義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映**

全職種

全 国 (20,214円) 平成31年3月比；+2.5% (平成24年度比；+51.7%)
被災三県 (21,966円) 平成31年3月比；+2.9% (平成24年度比；+68.8%)

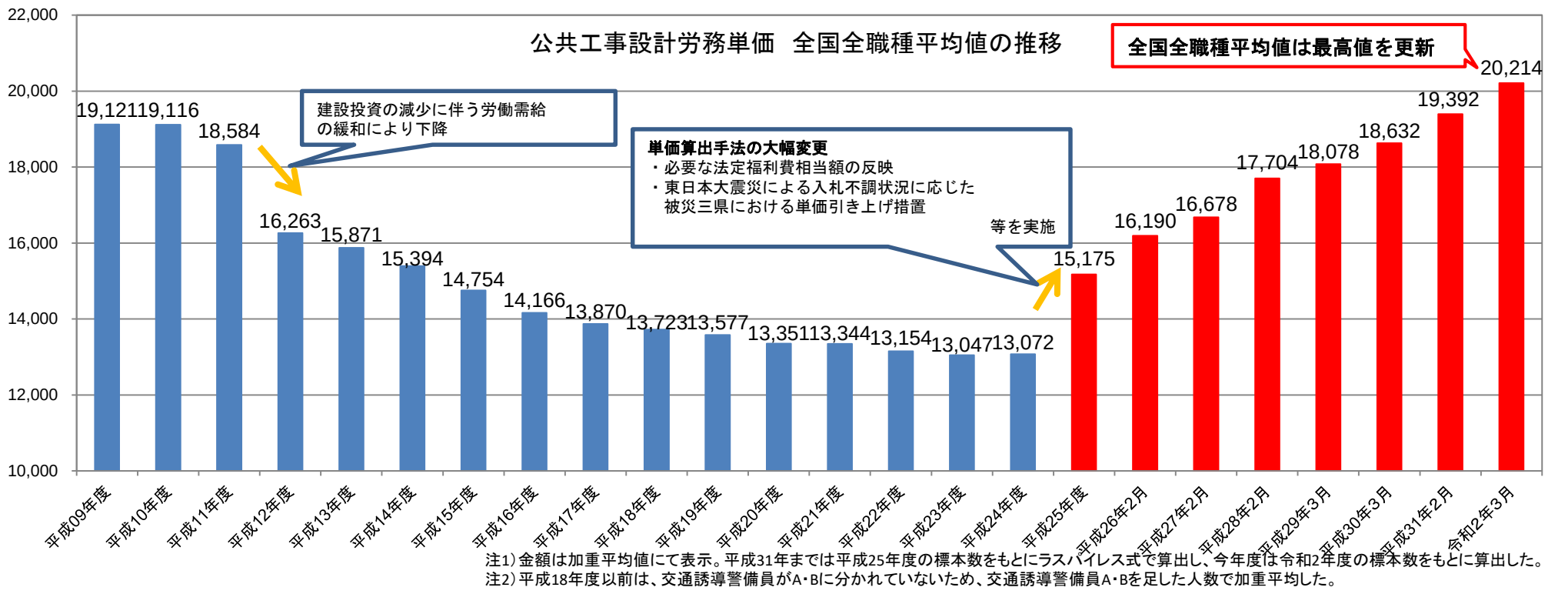
主要12職種

職種	全国平均値	平成31年度比	職種	全国平均値	平成31年度比
特殊作業員	22,137円	+1.9%	運転手（一般）	19,675円	+1.9%
普通作業員	18,895円	+1.9%	型枠工	25,146円	+2.6%
軽作業員	14,517円	+2.1%	大工	23,315円	+2.4%
とび工	24,855円	+2.5%	左官	24,202円	+2.6%
鉄筋工	24,807円	+2.6%	交通誘導警備員A	14,053円	+2.4%
運転手（特殊）	22,633円	+1.9%	交通誘導警備員B	12,321円	+2.2%

注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出 注2) 被災三県における単価の引き上げ措置（継続）

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は最高値を更新し、20,000円の大台を突破。



○伸び率については、8年連続の引き上げとなったが、全国平均の伸び率は過去8年間では最小の数値。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	H24比
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	+51.7%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	+68.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

皆様から提出して頂いた調査票のうち、「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

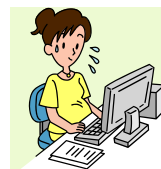
標本数の確保やせっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こんな理由で棄却されています!!(主なもの)

就業規則に定める
所定労働時間が法定
の週40時間以内
であることの確認
ができない

賃金台帳に賃金の
受領を証明する押
印(または本人のサ
イン)がない
例)ただし、銀行の振込領収書が
ある方は除く

調査票への記入事
項の根拠となる資
料がない
例)作業日報、出勤簿等、銀行
の振込領収書、等



棄却されないためには・・・

就業規則^{*}に定める所定労働時間
が、週40時間以内になるようにし
て下さい。

※ おおむね10年以上前に作成した就業規則
は、現行の労働基準法に準拠していない可
能性があります。

賃金台帳を正しく整備し、押印(ま
たは本人のサイン記入)を確実に
行って下さい。

就業規則^{*}や労働条件通知
書を作成し、労働基準監督
署へ届け出て下さい。現行
の労働基準法に準拠してい
ない場合は、更新作業を行
うようにして下さい。

※ 労働者の数が「常時10人以上」で
ある場合には、就業規則を作成し、所
管の労働基準監督署長に届け出なけ
ればなりません。

●賃金台帳や就業規則等を整備するための参考資料「有効回答の向上対策について」を別途作成しており、国土交通省の労務費調査ホームページでご覧になれます。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

■令和元年10月調査データ集

表－１ 主な棄却理由別標本構成比率（都道府県別）

主な棄却理由

A: 調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。

B: 貸金台帳等に貸金の受領を証する押印（又は本人のサイン）がない。

C: 就業規則等で定めている所定労働時間が[※]、法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない。

	都道府県名	棄却理由 A	棄却理由 B	棄却理由 C	その他	有効標本
北海道	1 北海道	4.8%	0.4%	10.4%	3.1%	81.4%
東北	2 青森県	0.1%	0.0%	5.8%	0.4%	93.6%
	3 岩手県	2.4%	0.0%	10.5%	1.0%	86.1%
	4 宮城県	2.4%	0.1%	11.8%	2.2%	83.4%
	5 秋田県	0.0%	0.0%	3.3%	0.5%	96.1%
	6 山形県	1.9%	0.0%	6.8%	1.6%	89.7%
	7 福島県	2.1%	0.1%	15.5%	8.8%	73.4%
小計		1.7%	0.1%	9.6%	2.7%	86.0%
関東	8 茨城県	2.7%	0.0%	18.6%	3.3%	75.3%
	9 栃木県	4.6%	0.0%	27.4%	4.8%	63.3%
	10 群馬県	3.7%	0.0%	14.8%	3.7%	77.8%
	11 埼玉県	10.4%	0.0%	20.8%	6.4%	62.4%
	12 千葉県	14.0%	1.0%	19.5%	4.8%	60.8%
	13 東京都	9.5%	0.5%	24.5%	5.0%	60.4%
	14 神奈川県	10.7%	0.9%	23.5%	5.6%	59.3%
	19 山梨県	8.9%	0.9%	17.6%	3.4%	69.3%
	20 長野県	2.0%	0.0%	14.6%	3.7%	79.8%
	小計	8.5%	0.5%	21.6%	4.8%	64.7%
北陸	15 新潟県	5.0%	0.1%	7.1%	2.1%	85.7%
	16 富山県	5.3%	0.0%	7.0%	5.4%	82.4%
	17 石川県	2.8%	0.0%	14.5%	6.1%	76.6%
小計		4.6%	0.0%	8.5%	3.6%	83.2%
中部	21 岐阜県	8.0%	0.3%	20.0%	3.4%	68.3%
	22 静岡県	6.1%	0.1%	19.7%	4.4%	69.7%
	23 愛知県	8.7%	0.2%	24.4%	3.5%	63.2%
	24 三重県	8.3%	0.1%	23.7%	6.1%	61.9%
小計		7.5%	0.1%	21.8%	4.2%	66.4%
近畿	18 福井県	7.9%	1.3%	13.3%	4.1%	73.5%
	25 滋賀県	21.2%	1.2%	19.4%	3.9%	54.2%
	26 京都府	15.8%	1.0%	23.3%	3.2%	56.8%
	27 大阪府	18.9%	1.5%	22.2%	5.3%	52.1%
	28 兵庫県	16.4%	0.8%	22.4%	3.4%	57.0%
	29 奈良県	12.4%	1.5%	29.9%	3.0%	53.2%
	30 和歌山県	15.1%	0.2%	22.5%	3.5%	58.7%
小計		15.1%	1.1%	20.9%	3.9%	59.0%
中国	31 鳥取県	10.4%	0.6%	10.0%	2.6%	76.5%
	32 島根県	5.7%	0.2%	7.0%	1.3%	85.8%
	33 岡山県	8.1%	0.0%	18.1%	5.2%	68.7%
	34 広島県	18.4%	0.2%	13.2%	3.4%	64.7%
	35 山口県	5.2%	1.3%	16.4%	2.6%	74.5%
小計		10.4%	0.4%	12.2%	2.9%	74.2%
四国	36 徳島県	9.6%	2.3%	13.1%	4.1%	70.9%
	37 香川県	8.2%	1.6%	16.7%	2.1%	71.4%
	38 愛媛県	11.7%	1.3%	15.2%	0.5%	71.3%
	39 高知県	6.8%	0.2%	6.6%	0.6%	85.8%
小計		8.8%	1.1%	11.6%	1.6%	76.9%
九州	40 福岡県	11.8%	0.7%	21.5%	3.3%	62.7%
	41 佐賀県	7.6%	0.9%	18.0%	1.0%	72.5%
	42 長崎県	10.7%	0.6%	17.0%	1.2%	70.5%
	43 熊本県	6.3%	2.6%	20.9%	3.1%	67.2%
	44 大分県	9.6%	0.4%	10.5%	1.2%	78.2%
	45 宮崎県	6.6%	0.6%	19.2%	1.3%	72.2%
九州	46 鹿児島県	7.2%	1.3%	13.5%	5.4%	72.6%
	小計	8.9%	1.1%	18.3%	2.6%	69.0%
沖縄	47 沖縄県	8.3%	0.3%	13.4%	11.9%	66.1%
全国計		7.9%	0.5%	16.3%	3.7%	71.5%

表－２ 主な棄却理由別標本数（経年変化－過去5年分）

		標本数(人)：上段、構成比率(%)：下段				
		H27.10	H28.10	H29.10	H30.10	R01.10
調査対象標本		161,349	150,450	143,806	130,758	119,381
		100%	100%	100%	100%	100%
棄却理由	棄却理由A	13,964	11,905	10,304	8,691	9,488
		8.7%	7.9%	7.2%	6.6%	7.9%
	棄却理由B	1,172	887	904	601	614
		0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%
	棄却理由C	33,885	30,680	27,728	24,543	19,511
		21.0%	20.4%	19.3%	18.8%	16.3%
	その他の棄却理由	2,485	2,553	4,695	5,750	4,462
		1.5%	1.7%	3.3%	4.4%	3.7%
有効標本		109,843	104,425	100,175	91,173	85,306
		68.1%	69.4%	69.7%	69.7%	71.5%

公共事業労務費調査（令和２年 10 月調査）における重要事項

1. 公共事業労務費調査の協力義務について

公共事業労務費調査の対象工事となった場合、発注者と元請企業との契約事項に調査の協力義務を負う旨を記載していますので協力をお願いします。

元請企業との契約事項には、下請契約を締結する場合に、一次下請企業のみでなく、二次以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定めることとしています。元請企業は、一次下請企業との契約事項に「一次下請企業が調査の協力義務を負う旨」、「二次下請以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定める旨」を記載してください。

2. 棄却率の改善

令和元年度公共事業労務費調査では、約 3 割の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査で提示できるよう整理をお願いします。

- ① 所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることを確認できる書類
・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳
- ② 賃金支払いが確認できる書類
・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等
- ③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類
・・・作業日報及び出勤簿等

【参考】主な棄却理由（令和元年度公共事業労務費調査結果）

- ・所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない・・・約 20 千標本(16%)
- ・調査票への記入事項の根拠となる資料（就業規則、賃金台帳等）がない・・・約 9 千標本(8%)

3. 賃金水準の正確な把握の徹底

本調査では原則として、現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。そのため、いわゆる一人親方として働く方々についても、必ず調査票を作成するようあらためて周知徹底をお願いします。また、賃金台帳に記載されていない退職金等、不定期の賃金についても遺漏のないよう正確に記入いただくよう周知徹底をお願いします。

4. 9月の賃金支払い実態の調査

下記 38 職種の労働者については、標本数を特に確保する必要があると認められることから、10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事している場合も、本調査の対象とし、当該9月分の賃金支払い実態を調査することとします。

【参考】9月分の賃金支払いが調査の対象となる38職種

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	38職種に該当する労働者	9月 ※H22年度から実施

5. 調査対象外の労働者について

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となります。また、老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても同様に調査対象外とします。このため、調査対象企業においては、個々の労働者の技能、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等について十分に確認する必要があります。

ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

【参考・注意点】

- （1）見習・手元等の労働者については、各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。
- （2）老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になります。

6. 標本の適切な分類について

本調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を対象としていますので、調査対象となった元請及び下請け企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行っていただいております。「相当程度の技能」を有しない「作業員」を「世話役」、「一般技能労働者」相当として扱うことで、「世話役」、「一般技能労働者」相当の職種の単価が下がることが懸念され、また、「作業員」についても、「普通作業員」と「軽作業員」を正確に区別することで、各職種の賃金支払い実態を反映させた単価設定を行うことが必要です。そのため、資格の有無や対面調査での聞き取りを通じて、従来にも増して職種の区分を厳格に確認しますので、ご協力をお願いします。

【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

(1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

(2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

(3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水土、交通誘導警備員 A

(4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

7. 今年度調査からの追加項目

○建設技能者の能力評価基準による能力レベルに関する調査

平成 31 年 4 月より建設キャリアアップシステムの運用が開始され、また、建設技能者の能力に応じた処遇を実現するための能力評価基準についても、令和元年度内に登録基幹技能者制度を有する 35 職種すべての能力評価実施団体において基準が策定され、国土交通大臣認定が完了したところであり、これを踏まえて、令和 2 年度からは、35 職種において技能労働者の培ってきた能力・経験に基づく 4 段階のレベル毎に色分けされたカードの交付が始まることになります。

このことを踏まえて、今年度の調査より、能力評価基準による能力レベルを把握するための記入欄を設けておりますので、記入および資料の提示をお願いいたします。

8. 昨年度調査からの追加項目

○有給休暇の取得状況に関する調査

労働基準法が改正され、2019 年 4 月 から、全ての企業において、年 10 日以上の子有給休暇が付与される労働者（管理監督を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日については、取得させることが義務付けられました。

このことを踏まえ、年間の有給休暇の取得状況を把握するための記入欄を設けておりますので記入及び確認資料の提示をお願いします。

○外国人材の賃金実態に関する調査

深刻化する人手不足に対応するため、平成 30 年 12 月 14 日、新たな在留資格「特定技能」が創設されています。平成 27 年度より、時限的な措置として受け入れている外国人建設就労者に加えて、今後、日本人と同等の技能を持った外国人材の活躍が想定されます。

これらの外国人材の賃金については「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。」とされていることから、労務費調査の対象となります。日本人同様、調査票の作成をお願いするとともに、適切な賃金実態の把握のために、外国人材を把握する記入欄を設けておりますので、記入及び確認資料の提示をお願いします。

なお、外国人研修生及び技能実習生については、これまでの調査同様、労務費調査の対象となりません。

○社会保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策 2012」（H24. 7. 10 国土交通省建設産業戦略会議）を受け、技能労働者の処遇の向上、公平で健全な競争環境の構築に向けて、今回も社会保険加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。また、社会保険加入にかかる費用が適切に労務費に含まれているのかを把握するため、契約前が見積書と、契約時点の請負代金内訳書における法定福利費の明示の有無を調査することとします。

労務費調査の対象企業となった方々への留意事項

1. 調査対象企業の方々が、調査の趣旨・内容を正しく理解し、かつ必要な書類を確実に作成してくださるよう、以下の点に留意願います。
 - ・調査の対象となった工事の元請企業は調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
 - ・元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いします。
 - ・個人情報保護法が施行されており、調査対象工事の発注機関についても個人情報の取り扱いには留意しますが、調査対象者についても適切な対応をお願いいたします。
 - ・以下の内容が満たされていない場合に、調査会場にて棄却されるおそれがあるため、調査対象者は、会場調査に持参する資料について、あらかじめ下記の点についてご確認をお願いいたします。
 - ア 就業規則等に定める所定労働時間は、法定の週 40 時間以内となっているか。
 - イ 就業規則や労使間の協定通知書（変形労働時間制を採用している場合）に、労働基準監督署の押印があるか。
 - ウ 賃金台帳に、調査対象者の受領印または本人のサインがあるか。（銀行の振込領収書がある場合を除く）
 - ・会場調査における対面審査は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に努めておりますので、各企業においてもマスクの着用など基本的な感染対策にご協力いただくようお願いいたします。
 - ・例年、実施している調査対象者向け説明会については、今年度は実施せず、代替となる説明資料を 9 月中を目途に HP に掲載しますので、元請企業は下請企業に対して情報提供をお願いいたします。また、各企業においては事前に資料を確認し、調査の趣旨・内容等を正確に理解して調査にご協力いただくようお願いいたします。
2. 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査対象者は調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

（参考）

過去国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。